

## 物価高騰対策に係るQ&A

No.	質疑
1	<p><b>事業概要は</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症等の影響によって、燃料費・光熱費・食材費が高騰し、高齢者施設等の運営を圧迫している状況を踏まえ、安定した介護サービス供給体制を維持できるよう、市内高齢者施設等に対する補助を行うもの。なお、本事業は、令和5年4月から9月までを対象期間として実施しているが、物価高騰の状況を踏まえ、令和5年10月から令和6年3月についても、単価を一部見直し、継続実施するものである。</p>
2	<p><b>物価高騰による事業所の状況は</b></p> <p>市内施設に調査した結果によれば、最も影響が大きいのは電気代であると伺っている。</p>
3	<p><b>支援の対象とする経費は何か</b></p> <p>燃料費・光熱費・食材費の高騰額に相当する経費である。</p>
4	<p><b>支援の対象とする経費の算出方法は</b></p> <p>本補助事業は、県が実施する補助事業の施設負担分に対する上乗せ補助としているため、県の基準に合わせている。          県補助事業は、県内の介護保険施設の経費に国が積算した物価上昇率（消費者物価指数／総務省）を乗じて得た額に対し、施設規模に応じて定員数や補助割合を乗じて得られた補助単価に、さらに補助率1/2を乗じて積算している。          本補助事業は県補助事業と同額を補助することで物価高騰相当額を補助するものである。</p>
5	<p><b>支援の対象とする事業所（施設）は</b></p> <p>介護老人福祉施設等の入所系61事業所の定員総数3,355人分、通所介護等の大規模系54事業所、地域密着型通所介護等の小規模系56事業所、訪問介護等の訪問系156事業所である。          事業所の総数は327である。</p>
6	<p><b>支援の対象期間は</b></p> <p>本補助事業は、県事業に合わせて実施するため、県の補助対象期間に合わせ、令和5年10月から令和6年3月までの6ヵ月間としている。</p>
7	<p><b>電気・ガスの契約形態や使用方法等が施設によって大きく異なるものと考えられるが、当該補助金額で施設の安定運営ができるのか。</b></p> <p>本補助事業の事業費は、物価高騰額の実費を負担するものではなく、施設区分や規模に応じた物価高騰相当額を補助するものである。          契約形態等によって、必要な経費が施設ごとに大きく異なることは承知しているが、補助単価も介護保険施設の実績から積算しており、十分に安定運営ができるものと見込んでいる。</p>
	<p><b>物価高騰によって介護保険料や介護サービス利用料の支払いが困難になっている利用者もいると思うが、利用者負担の軽減を行わないのか。</b></p>

No.	質疑
8	<p>物価高騰対策としては、住民税非課税世帯に対して1世帯3万円を目安に給付がされる予定であり、介護保険制度上の利用者の経済負担の軽減については、災害による被害や著しい収入の減少があった場合等の介護保険料等の減免に加え、所得段階に応じて利用者負担の限度額を設定するなど、一定の利用者負担の軽減が図られているものと考えている。</p> <p>一方、介護保険施設は、収入のほとんどが国が決定する介護報酬であり、今回の物価高騰に呼応した報酬改定がなく、介護サービスの安定した提供に求められる安定した事業所運営が困難であると判断したため、今回は、介護保険事業所に対する補助としたものである。</p>
9	<p>訪問介護等、訪問系事業所は燃料費・光熱費・食材費がかからないと考えるが、なぜ、補助対象としたのか。</p> <p>訪問系サービス事業所については、物価高騰が利用者に直接関係するものではないが、電気代・ガス代等は事業所の安定運営には欠くことができないものであり、安定した介護サービス供給に必要なものとして補助対象とした。</p>
10	<p>地域包括支援センターは補助対象としないのか。</p> <p>介護予防支援の事業者として補助対象としている。(12か所)</p>

No.	質疑
11	<p>有料老人ホームについても補助対象としているのか。</p> <p>施設に入居する利用者に対する介護保険居宅サービスである「特定施設入居者生活介護」について補助対象となる。</p>
12	<p>高齢者サロンなどについては、補助対象としているのか。</p> <p>高齢者の活動の場であるサロンについては、主に地域住民による自主的な活動であるため、これまでも、補助金交付を行わず、市は実施に係る助言等の側面支援にとどめてきた。また、会場使用料や活動に係る費用等が物価高騰の直接の影響を受けにくいと判断し、補助対象から除外している。</p>
13	<p>令和5年9月30日以前より指定を受け、同一事業所として、介護保険サービスの訪問介護、障害福祉サービスの居宅介護のサービスを提供しているが、支給申請額はいくらになるか。</p> <p>同一事業所として介護保険サービス及び障害サービスを提供している場合は、高齢者施設等物価高騰対応支援金のみ対象となるため、40,000円が支給申請額となる。</p>
14	<p>令和5年9月30日以前より指定を受け、特定施設入居者生活介護のサービスを提供しており、令和5年12月1日付で定員を変更した場合、支給申請額の基準日はいつか。</p> <p>令和5年10月1日時点での定員を基準として単価を乗じる。</p>
15	<p>同一法人内に支給対象となる事業所が複数あるが、事業所ごとに申請すればよいか。</p> <p>同一法人内に支給対象となる事業所が複数ある場合は、法人でとりまとめの上、一括して申請していただく。</p>
16	<p>申請はどのように受け付けるのか。</p> <p>原則、電子申請システム経由で申請していただくことを想定している。</p>
17	<p>支援金の振込みはいつ頃になるのか。</p> <p>申請から2か月程度で指定口座に振り込むことを想定している。</p>

No.	質疑
18	<p>支援金の使途は限定されているのか。</p> <p>使途の限定はしていないが、本支援金の趣旨を踏まえて活用いただきたい。</p>
19	<p>実績報告の提出や精算は必要か。</p> <p>申請時点でサービス種別に応じた単価を一律で設定していることから、本支援金については、実績報告の提出や精算は不要とすることを想定している。</p>
20	<p>既に利用者の負担額を値上げした事業所は補助対象となるか。</p> <p>補助対象となる。ただし、支給金の支給を受けた事業所に対しては、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引き上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう求めることとする。</p>
21	<p>複数サービスを運営している事業所があるが、重複についてどのように整理しているか。</p> <p>①介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。  ②介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所は上表の訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。  ③高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。  ④同一事業所において、介護保険及び医療保険でそれぞれサービスを提供している場合、それぞれ支給申請が可能である。  なお、医療保険分については神奈川県への申請となる。</p>
22	<p>令和6年3月末までに事業の廃止又は休止した事業所に対しては支援金を月割で支給するのか。</p> <p>令和5年10月1日で指定を受け、かつ、申請日時時点で、令和6年3月末までの間に事業の廃止又は休止をせず、運営を継続する予定である事業所が支給申請の対象となるため、申請後に急遽、廃止等の措置を行った場合でも、実際の運営期間に応じた金額ではなく、一律の金額を支給することを想定している。</p>
23	<p>定員を満たしていない事業所の場合、支援金の支給額はいくらになるのか。</p> <p>実際の入所者数は日々変動するため、定員数で支援金額を算定する。</p>
24	<p>返還を求める場合はあるか。</p> <p>虚偽の申請であることが判明した場合は返還を求める。</p>
25	<p>物価上昇の積算期間は</p> <p>光熱水費は令和3年7月と令和5年9月、ガソリン・灯油は令和3年7月と令和4年3月の消費者物価指数の上昇率によって積算している。</p>

No.	質疑
26	<p>物価の上昇率はどの程度を見込んでいるのか。</p> <p>品目によって上昇率は異なるが、概ね10%程度を見込んでいる。</p>